

公衆浴場及び旅館業条例改正講習会

# 各条例等の改正に伴う 変更点等について

令和3年12月1日

南多摩保健所 生活環境安全課

環境衛生担当

# 1 条例等改正の経緯

## 厚生労働科学研究での最新の知見

- ・ 入浴施設のレジオネラ症対策
- ・ 子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究の結果

→衛生等管理要領を改正（公衆浴場・旅館業）

## 東京都

衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、  
条例及び細則に定める構造設備、衛生措置及び  
風紀の規定について見直し

# 改正された条例等

## ◆公衆浴場

「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の  
基準に関する条例」

「公衆浴場法施行細則」

(通知)

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する  
条例の一部を改正する条例の施行に伴う運用について

## ◆旅館業

「旅館業法施行条例」

「旅館業法施行細則」

(通知)

旅館業法施行条例及び旅館業法施行細則の一部改正について

## 2 改正内容の概要【条例・細則】

### 構造設備に関する基準【令和3年10月1日施行】

- 気泡発生装置等の構造設備基準を規定

気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備

項目	変更後	変更前
気泡発生装置等の基準を規定	<u>点検・清掃・排水ができる構造</u> ※既存施設には、適用しない。 ただし、 <u>増築、改築又は大規模修繕</u> をする場合には、適用する。	規定なし

# 衛生措置に関する基準の主な変更点

## 【令和4年1月1日施行】

項目	変更後	変更前
貯湯槽の措置の対象を拡大	<u>水道水、井戸水、温泉等</u> 点検：随時行う 消毒：1年に1回以上行う 清掃：1年に1回以上行う	温泉法に規定する温泉 点検：随時行う 消毒：1年に1回以上行う 清掃：1年に1回以上行う
調節槽の基準を規定 (公衆浴場のみ)	<u>点検：随時行う</u> <u>消毒：1週間に1回以上行う</u> <u>清掃：1年に1回以上行う</u>	規定なし
モノクロラミン消毒時の濃度を規定	<u>3mg/L以上</u>	規定なし

# 衛生措置、風紀に関する基準の主な変更点 【令和4年1月1日施行】

項目	変更後	変更前
一部の貸与品の規定を変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>かみそり貸与禁止</b>※ ※使い捨て品の提供は可能</li> <li>・ タオル、くし等貸与禁止。ただし、1人毎に消毒した場合は、貸与することができる。</li> </ul>	かみそり、タオル、くし等の貸与禁止。ただし、1人毎に消毒した場合は、貸与することができる。
混浴の年齢制限を引下げ（公衆浴場）	<b>7歳</b> 以上の男女を混浴させないこと	<u>10歳</u> 以上の男女を混浴させないこと
実施状況記録の対象を拡大	<b>調節槽、貯湯槽</b> ※の清掃、消毒等の実施状況記録 浴槽水の消毒、検査等の実施記録 （3年間保存） ※貯湯槽の対象拡大を含む	貯湯槽、浴槽水の清掃、消毒、検査等の実施記録 （3年間保存）

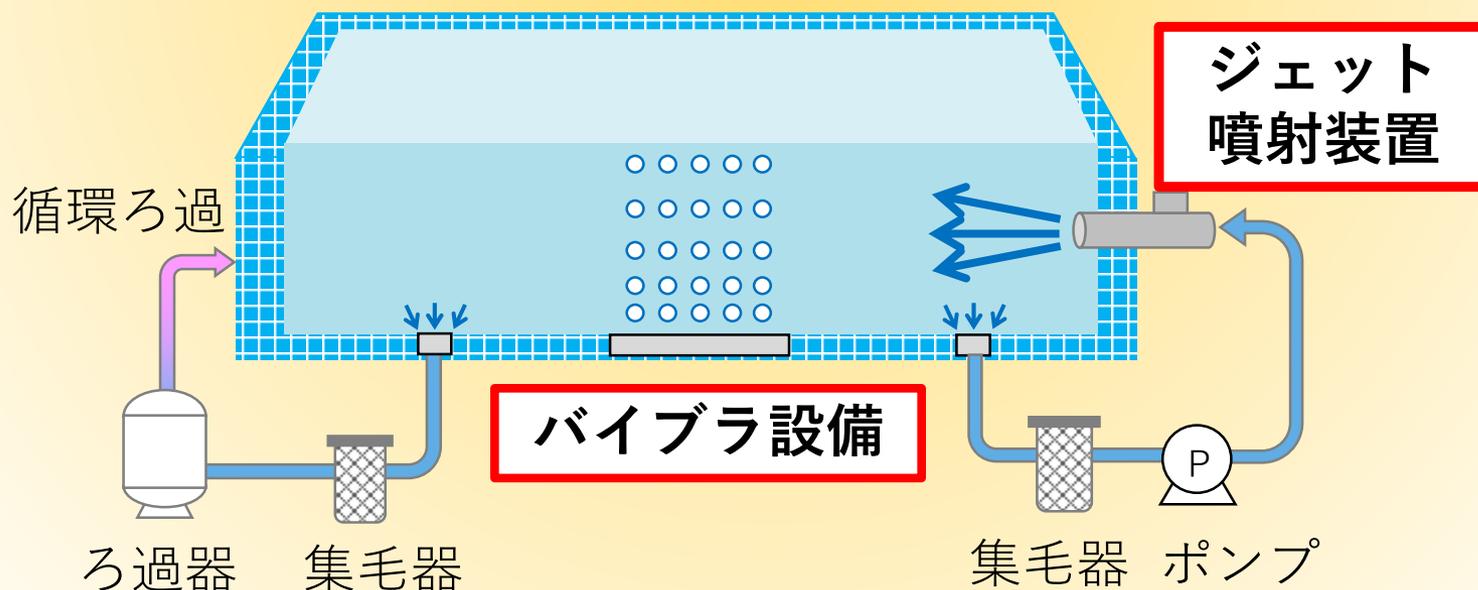
### 3 改正内容の詳細【条例・細則】

#### (1) 構造設備基準が追加された設備

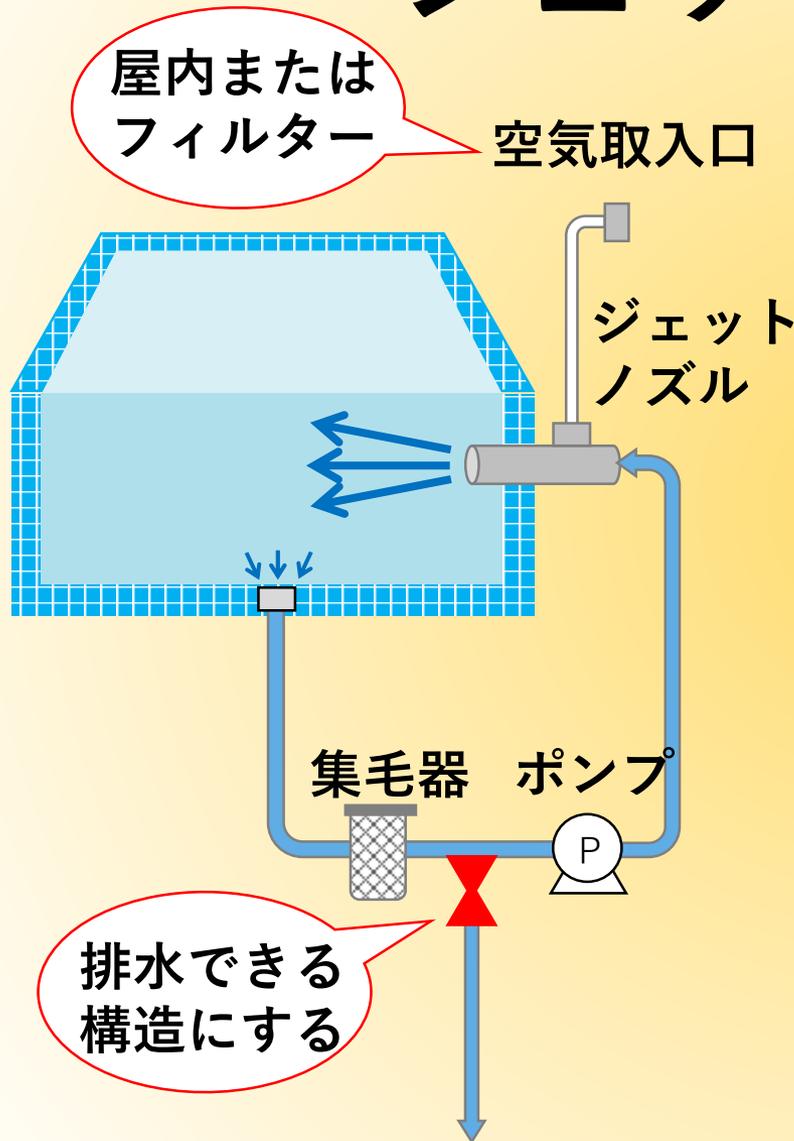
R3/10/1~

気泡発生装置等を新たに設置する場合  
増築、改築又は大規模修繕をする場合

気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の  
微小な水粒を発生させる設備



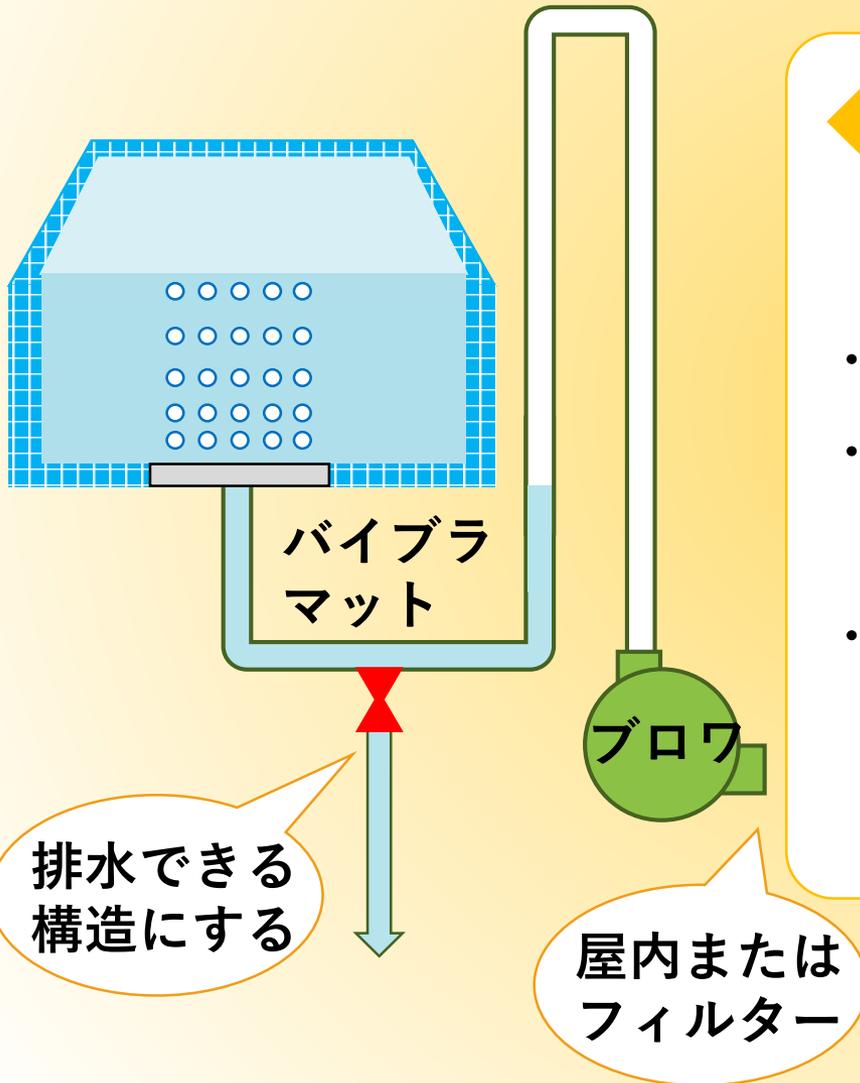
# ジェット噴射装置



## ◆点検・清掃・排水 ができる構造

- ・点検、清掃が容易に行える
- ・内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう排水できる
- ・空気取入口は土ぼこりが混入しないよう屋内に設置、またはフィルターを設置

# バイブラ設備



## ◆点検・清掃・排水 ができる構造

- ・点検、清掃が容易に行える
- ・内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう排水できる
- ・空気取入口は土ぼこりが混入しないよう屋内に設置、またはフィルターを設置

# 3 改正内容の詳細【条例・細則】

R4/1/1~

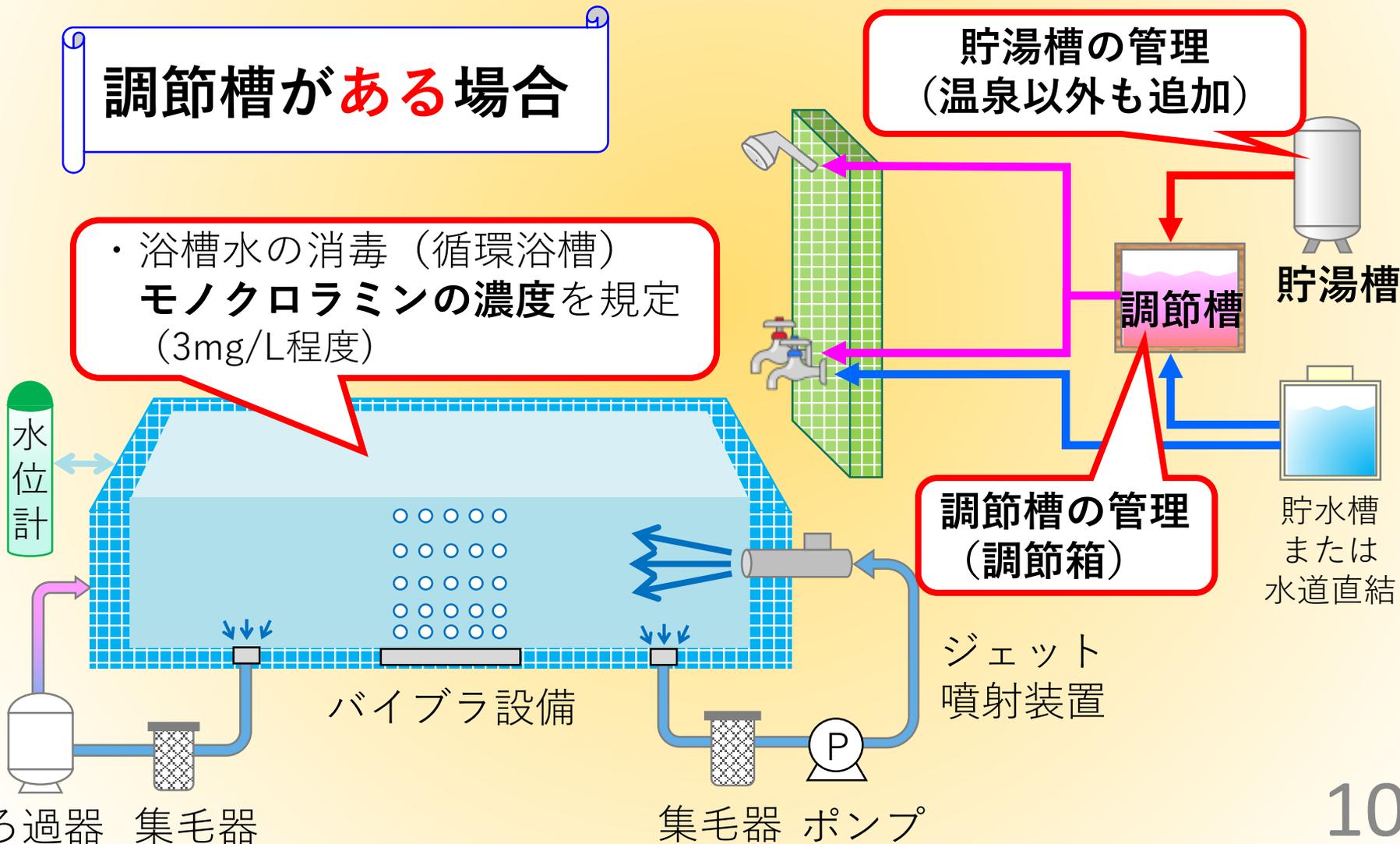
## (2) 衛生措置基準が追加される設備等

### 調節槽がある場合

- ・ 浴槽水の消毒（循環浴槽）  
モノクロラミンの濃度を規定  
（3mg/L程度）

貯湯槽の管理  
（温泉以外も追加）

調節槽の管理  
（調節箱）



# 3 改正内容の詳細【条例・細則】

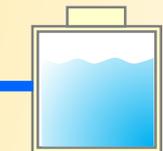
R4 / 1 / 1 ~

## (2) 衛生措置基準が追加される設備等

調節槽がない場合

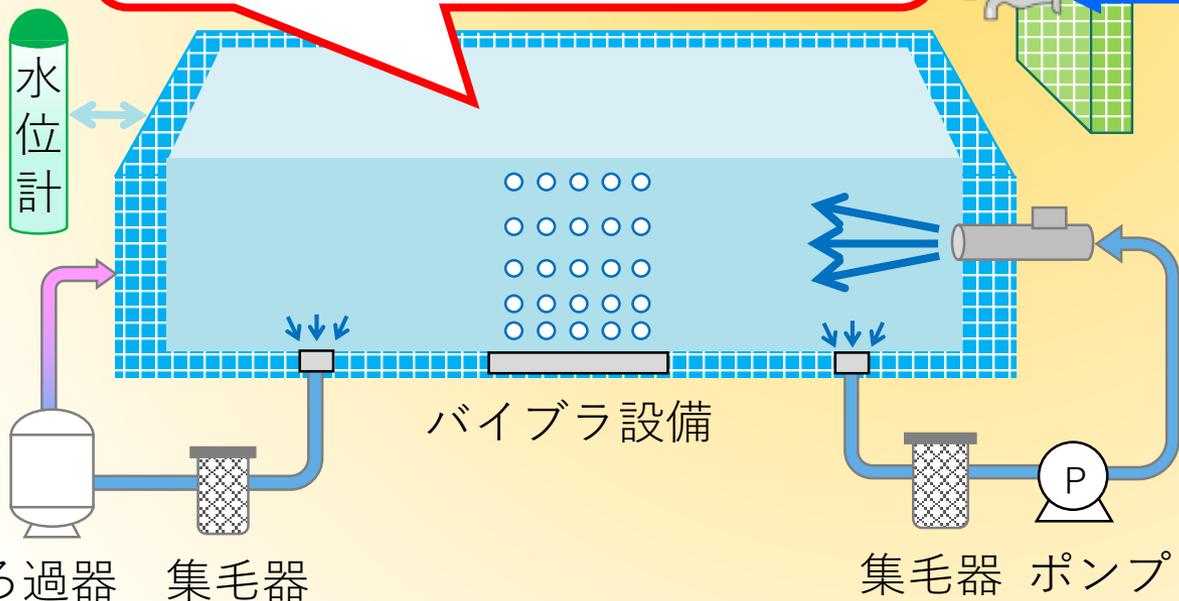
- ・ 浴槽水の消毒（循環浴槽）  
モノクロラミンの濃度を規定  
（3mg/L程度）

貯湯槽の管理  
（温泉以外も追加）



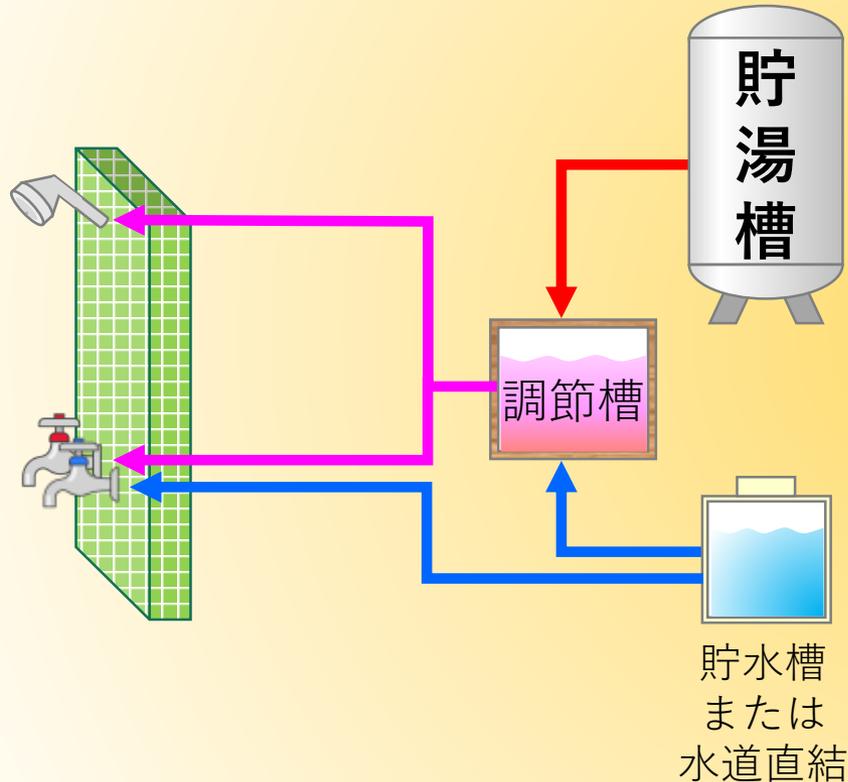
貯水槽  
または  
水道直結

水位計



ジェット  
噴射装置

# 貯湯槽の管理【条例】



温泉以外の貯湯槽も対象に

◆ **点検**：随時

(月1回以上が望ましい)

- ・ 密閉状況
- ・ 破損箇所の有無
- ・ 生物膜の形成などによる内部の状況 等

◆ **清掃・消毒**：1年に1回以上

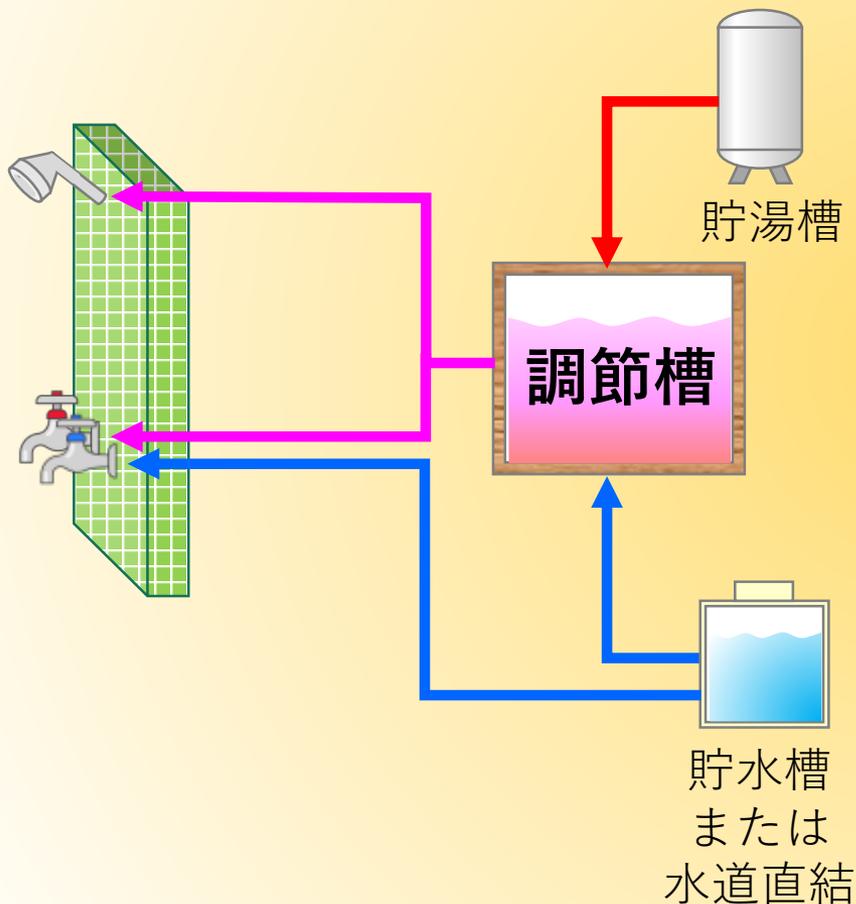
◆ **温度の保持**または**残留塩素保持**

- ・ 槽内温度を60°C以上

または

- ・ 遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上

# 調節槽の管理【公衆浴場・条例】



## 調節槽（調節箱）

洗い場の湯栓(カラン)やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽(タンク)

- ◆ **点検**： 随時（月1回以上が望ましい）
  - ・ 生物膜の形成などによる内部の状況等
- ◆ **清掃・消毒**： 1年に1回以上

# 3 改正内容の詳細【条例・細則】

## (3) 衛生措置、風紀に関する基準の変更

### ◆ 浴槽水のモノクロラミンによる消毒濃度

3 mg/L以上

濃度が高くなりすぎないように注意すること

### ◆ 混浴の年齢制限（公衆浴場）

7歳以上の男女を混浴させない

### ◆ 貸与品（公衆浴場）

かみそりの貸与の禁止

（使い捨て品を提供することは可能）

使用済みのかみそりは放置しない



令和4年1月1日から



お風呂の入浴ルールが変わります！

東京都の公衆浴場条例\*が改正され、混浴できない年齢が「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げられます。

\*公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例  
(都内全域のうち、23区・八王子市・町田市を除く市町村区域に適用されます。)

 東京都南多摩保健所

### 3 改正内容の詳細【条例・細則】

#### (4) 設備管理の記録について

- ◆ 実施状況記録の対象を拡大
- ◆ 調節槽、貯湯槽の清掃、消毒等の実施状況記録
- ◆ 浴槽水の消毒、検査等の実施記録  
(3年間保存)

毎月ご提出いただく維持管理状況報告書式も変更次の講義で説明します。

# 4 通知の改正について

## 【構造設備】

項目	変更後	変更前
貯湯槽や調節槽等	点検、清掃、排水が容易に行える構造	記載なし

## 【衛生措置】

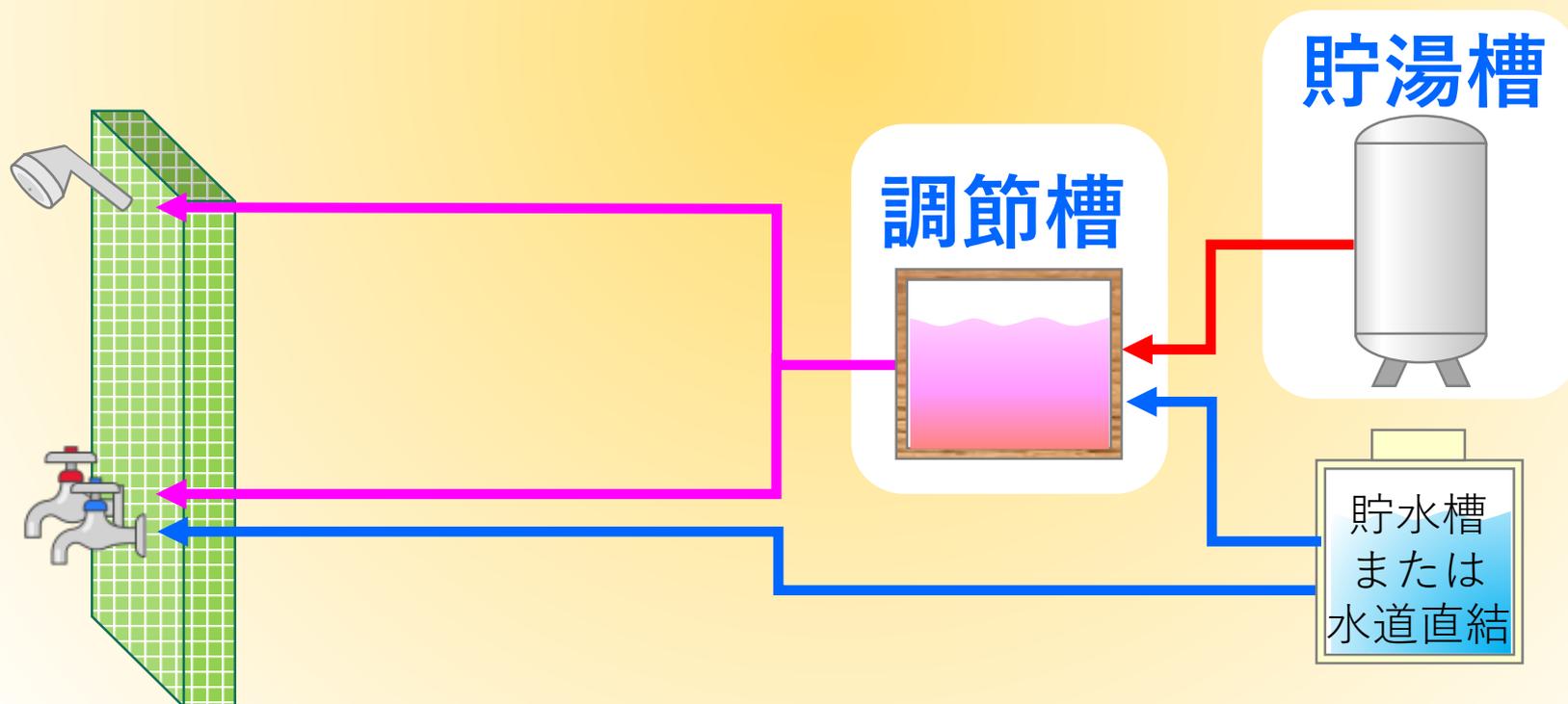
項目	変更後	変更前
調節槽 (旅館のみ)	点検：随時行う 消毒：1週間に1回以上行う 清掃：1年に1回以上行う	記載なし
洗い場の湯栓・ シャワーの管理	定期的に点検 使用頻度に応じて、通水やシャワー ヘッド等の清掃、消毒を行う	記載なし

# (1) 構造設備

## 貯湯槽、調節槽等

### ◆ 点検・清掃・排水が容易にできる構造

令和3年10月1日以降に新規設置、増築、改築又は大規模修繕をする場合

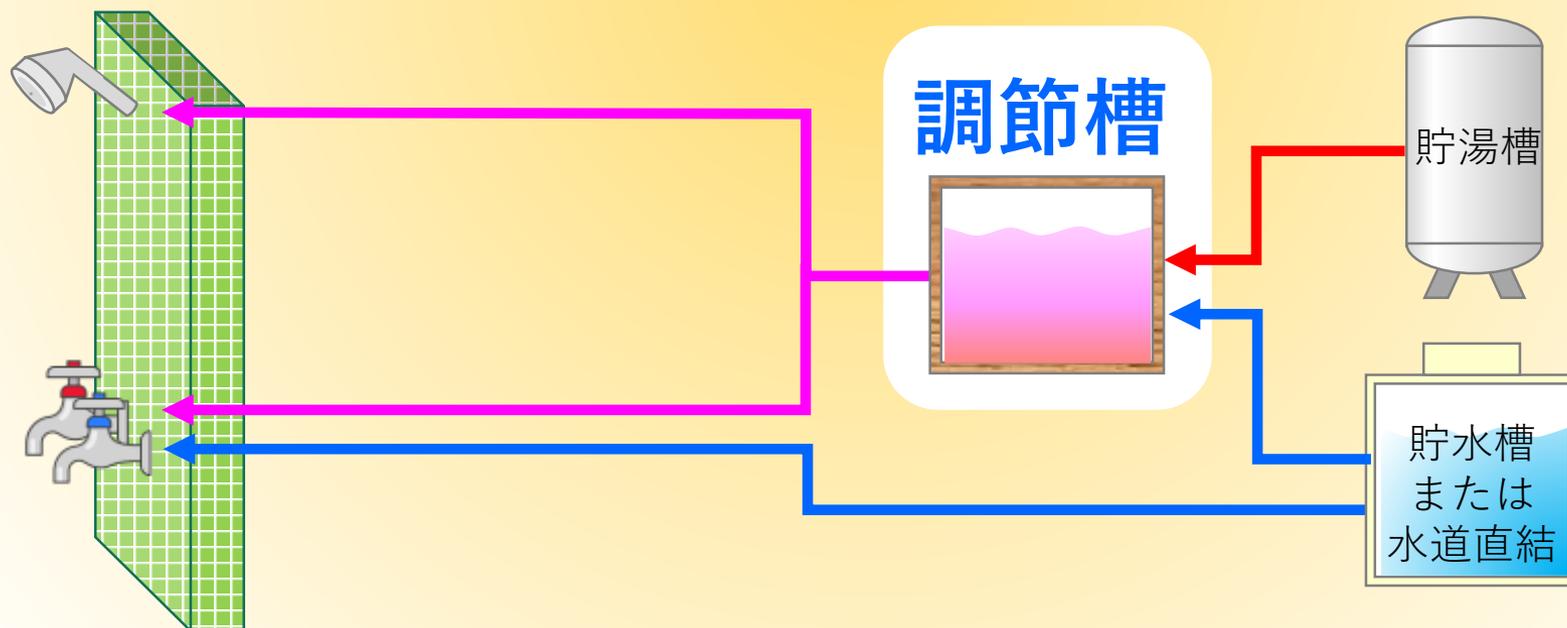


## (2) 衛生措置

## 調節槽 (旅館のみ)

公衆浴場は  
条例で規定

- ◆ **点検**：随時（月1回以上が望ましい）
  - ・ 生物膜の形成などによる内部の状況等
- ◆ **清掃・消毒**：1年に1回以上



### シャワー水レジオネラ実態調査結果

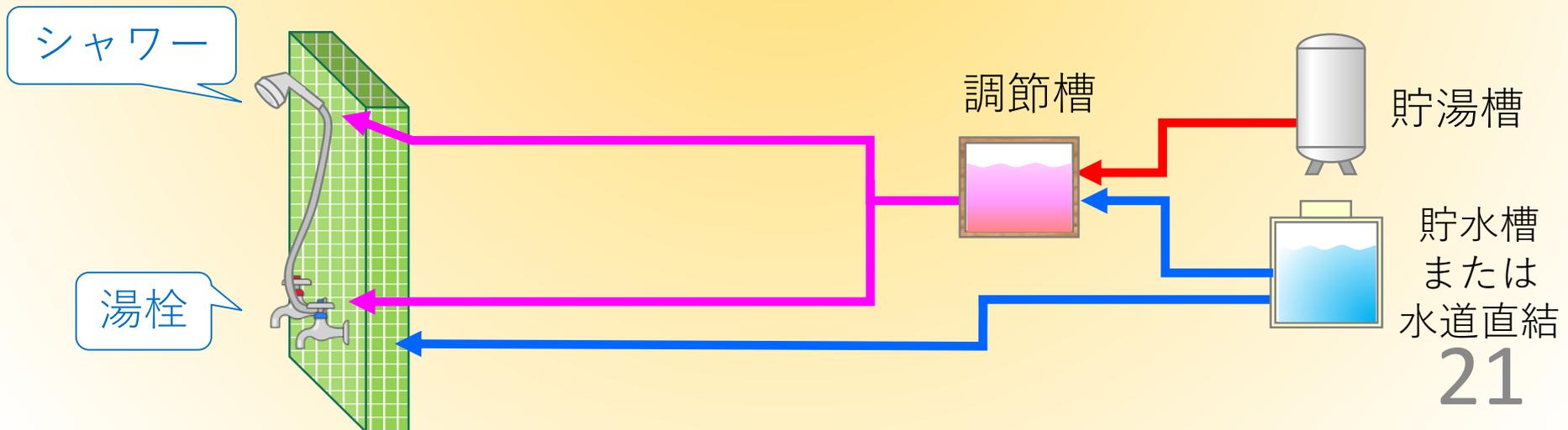
- ◆ 令和元年に東京都保健所管内の公衆浴場・旅館業で実施
- ◆ **1,000CFU/100mLを超える施設が複数あり**
- ◆ **こんな施設でも検出**（1CFU/100mL以上）
  - 浴槽水ではレジオネラ属菌の基準値を超えたことのない施設
  - 水道水のみを原水とする施設(井戸水の使用なし)
  - 調節槽のない施設

# シャワー水中のレジオネラ属菌 増殖の原因

- 貯湯槽、調節箱の管理が不十分な場合
- **使用頻度の低い**シャワーがある

## 滞留水の問題

- シャワーヘッド等の清掃、消毒をしたことがない



## (2) 衛生措置

# 洗い場の湯栓・シャワー

- ◆ 定期的に点検
- ◆ 通水
- ◆ シャワーヘッド等の清掃、消毒

管理者も感染予防に留意して実施！

使用頻度に応じて

消毒方法の例

- ・ 調節槽の遊離残留塩素を高くして通水
- ・ 60°C以上の高温水を通水
- ・ 消毒薬、熱湯に浸す

シャワー

湯栓

調節槽

貯湯槽

貯水槽  
または  
水道直結

# 参考：条例や通知に基づく衛生措置基準、 指導内容（従来どおり）

## 換水、清掃（毎日）

※換水頻度等の緩和については  
保健所へ問合せください

## 配管消毒

水位計

浴槽水の  
水質基準

浴槽水の消毒  
（循環浴槽）

## 循環配管のある施設

- ・集毛器（毎日）
- ・ろ過器の逆洗浄  
（週1回以上）
- ・ろ過器、配管の消毒  
（週1回以上）
- ・レジオネラ属菌検査  
（毎日換水：年1回以上  
換水緩和：6月に1回以上）

バイブラ設備

配管消毒

ろ過器

集毛器

集毛器

ポンプ

循環配管・ろ過器  
加温循環のみも含む

ジェット  
噴射装置

ご清聴ありがとうございました。

これからも、適切な衛生管理を  
お願いいたします。